

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の基本構成

1 基本理念

お互いを尊重し、支え合いながら、
ともに生きるまち かまくら

第3次鎌倉市総合計画では、健康福祉分野における将来目標を「健やかで心豊かに暮らせるまち」とし、多様性のある福祉サービスの充実を図る中で、「市民の多様性が尊重され、誰もが健康で安心して生活をおくることができるまちづくりを進める」こととしています。

また、平成31年（2019年）4月に施行した鎌倉市共生社会の実現を目指す条例では、「市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること」、「市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること」、「市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること」の3つを基本理念に掲げ、「市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人がお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現すること」を目的としています。

さらに、本市の地域福祉を進める上で、本計画といわば車の両輪の関係となる市社協策定の「かまくらささえあい福祉プラン」においては、「みんながつながる、支え合い、助け合うまちかまくら」を基本理念として、地域福祉の推進に取り組んでいます。

そして、本計画の策定にあたり実施した市民アンケートにおいては、「誰もが暮らしやすいまち」のイメージとして、「困ったときに、助けてもらえるまち」が、最も多くの回答をいただく結果となっています。

本計画の上位計画となる第3次鎌倉市総合計画の将来目標、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例及びかまくらささえあい福祉プランの基本理念、市民アンケートにおける「誰もが暮らしやすいまち」のイメージなどを踏まえ、市民、関係機関、行政などのあらゆる主体が、「お互いを尊重し、支えたり・支えられたりしながら支え合う関係の中で、ともに活躍しながら、暮らしやすいまちを目指す」ため、本計画では、「お互いを尊重し、支え合いながら、ともに生きるまち かまくら」を基本理念として掲げ、本市の地域福祉を推進していきます。

2 目標

地域福祉計画の策定にあたっては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項」などを計画に盛り込むことが社会福祉法上で求められているとともに、本計画策定のため実施した市民アンケート及び地域懇談会では、地域活動を進める上で、「人材育成及び活動者への支援の充実」、「総合相談窓口の必要性」などが課題としてあげられています。

計画に盛り込むべき事項や市民アンケート・地域懇談会による課題、「かまくらささえあい福祉プラン」の成果と課題などを踏まえ、本計画においては、基本理念である「お互いを尊重し、支え合いながら、ともに生きるまち かまくら」を目指すため、「総合的な相談体制の確立」、「包括的支援体制の構築」、「地域における福祉活動や人材への支援」、「地域生活支援と権利擁護」、「情報の収集と提供」の5つの目標を設定します。

さらに地域福祉の推進にあたり、高齢者、障害者、子どもといった個別分野の福祉サービスの対象とはならないが生活面での課題を抱える、いわゆる「制度の狭間」や複合的課題である「ダブルケア」にある人や世帯に対する相談窓口の充実、支え手となる人材の育成などが求められる中、市民アンケートや地域懇談会においても同様の課題があげられていることを踏まえ、本計画期間においては、「総合的な相談体制の確立」、「包括的支援体制の構築」、「地域における福祉活動や人材への支援」の3つを重点的に取り組んでいきます。

目標1

総合的な相談体制の確立

重点

誰もがいつでも気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供するとともに、各相談機関が連携して対応できる総合的な相談体制を確立します。

目標2

包括的支援体制の構築

重点

保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的な支援体制を構築します。

また、福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体等が相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮できる仕組みづくりを進めるとともに、様々な地域団体との連携も進めます。

目標3 地域における福祉活動や人材への支援**重点**

市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、「支える側」「支えられる側」という関係性を入れ替えつつ、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し対応できる地域づくりが行われるよう支援します。

また、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協を財政的に支え、担い手の育成と、その活動場所の確保を支援していきます。

目標4 地域生活支援と権利擁護

高齢者や障害者、子どもをはじめとする市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられる共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図ります。また、安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備を行います。

また、地域において自立生活を送る上で重要となる財産保全、金銭管理や各種支払い、福祉サービス利用手続き、苦情解決など権利擁護に関わる施策の充実を図ります。




目標5 情報の収集と提供

地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供することにより、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図るとともに、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を進めます。



第2節 施策体系

本計画の目標達成のため、取り組むべき施策の方向性、及び具体的な取組を設定します。あわせて目標ごとに設定する各取組が実施される圏域イメージと、SDGsに向けた方向性を付記します。



目標1 総合的な相談体制の確立 圏域イメージ 5行政地域

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実  	① 福祉総合相談窓口の整備 P51
	② 相談窓口機能の充実 P52
(2) 関係機関等が連携した相談体制づくり 	① 地域での福祉活動の把握 P53
	② 関連部署、専門機関との連携推進 P53

目標2 包括的支援体制の構築 圏域イメージ 5行政地域




取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1) 包括的支援体制の構築  	① 関係団体との連携・協働の推進 P55
	② 住民組織と福祉団体等の連携・協働の推進 P56
	③ 地域における連携・協働の推進 P56
	④ 庁内連携体制の強化 P57

目標3 地域における福祉活動や人材への支援 圏域イメージ 各圏域

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1) 地域福祉活動に対する支援 	① 地域福祉活動への支援 P59
	② 活動場所の支援 P60
(2) 人材が活躍するための支援 	① 福祉人材への支援 P61
	② 人材育成のための活動に対する支援 P61


目標4 地域生活支援と権利擁護

圏域イメージ 各圏域

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
<p>(1) 地域で安心して暮らしていくための支援</p> 	<p>① 地域における見守り活動の充実 P64</p> <p>② いきがいと社会参加の創出 P65</p> <p>③ 犯罪・再犯防止の推進 P67</p> <p>④ 災害時における支えあい体制づくり P68</p> <p>⑤ 公的サービスの充実 P69</p> <p>⑥ 福祉のこころの醸成 P72</p> <p>⑦ 地域生活を送るための自分づくり P72</p> <p>⑧ 生活困窮者に対する支援 P73</p>
<p>(2) 権利擁護の推進</p> 	<p>① 虐待防止の取組 P74</p> <p>② 成年後見制度の利用促進 P74</p>
<p>(3) 高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり</p> 	<p>① 住みやすい環境の整備 P75</p> <p>② 外出支援の充実 P77</p>

目標5 情報の収集と提供

圏域イメージ 各圏域

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
<p>(1) 社会資源の収集と整理</p>	<p>① 社会資源の収集と整理 P79</p>
<p>(2) 伝わりやすい情報発信</p> 	<p>① 情報伝達力の向上 P79</p> <p>② 情報通信技術の活用 P80</p> <p>③ 制度の理解向上 P80</p> <p>④ 対象者に合わせた情報発信 P81</p> <p>⑤ 多様な取組の周知 P81</p> <p>⑥ ニーズと窓口の出会いづくり P82</p>

